

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要(3件)	(経営支援課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 1
○土地改良区の清算人の就職	(") 2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定 め	(") 2

高知県選挙管理委員会告示

- ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (1・31掲示) 2
- ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (") 2
- ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (") 2

告 示

高知県告示第61号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和5年2月10日

	高知県知事 濱田 省司		
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効 期限
国立病院機構高 知病院	高知市朝倉西町一丁 目2番25号	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
近 森 病 院	高知市大川筋一丁目 1-16	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
函 南 病 院	高知市知寄町一丁目 5-15	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
高知生協病院	高知市口細山206- 9	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31

田中整形外科病 院	高知市上町三丁目2 番6号	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
佐川町立高北国 民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687 番地	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
北 島 病 院	高岡郡越知町越知甲 1662番地	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
山崎外科・整形 外科病院	高岡郡越知町越知甲 2107番地1	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31
土佐市立土佐市 民病院	土佐市高岡町甲1867 番地	令和5・2・ 1	令和8・1・ 31

高知県告示第62号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和4年9月高知県告示第732号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
フジ桜井店
高知市桜井町二丁目420-2ほか
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第63号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和4年9月高知県告示第733号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン葛島
高知市小倉町46-1ほか
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第64号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年2月10日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和4年9月高知県告示第734号
 - 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン高知
高知市朝倉東町52番15号
 - 3 意見の概要
特に意見はありません。

高知県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年2月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市曙町二丁目39 番9から 高知市朝倉本町二丁 目933番7まで	前	17.5 } 21.8	82
	後	16.8 } 21.6	82
高知市若草町1551番 3から 高知市鶴来巣1501番 1まで	前	10.9 } 19.0	91
	後	16.0 } 38.0	90

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市浜田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出が

あった。

令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
理事	高橋 耕三	須崎市緑町22番1号
〃	岡田 俊一	〃 多ノ郷甲3721番地3
〃	谷 正博	〃 〃 3946番地
〃	岡田 文雄	〃 〃 3143番地の3
〃	山本 正明	〃 〃 3246番地
〃	坂本 敬造	〃 〃 2095番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、須崎市浜田土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住所
高橋 耕三	須崎市緑町22番1号
岡田 俊一	〃 多ノ郷甲3721番地3
谷 正博	〃 〃 3946番地
岡田 文雄	〃 〃 3143番地の3
山本 正明	〃 〃 3246番地
坂本 敬造	〃 〃 2095番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業米の川地区（米の川換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月10日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
令和5年2月10日から同年3月13日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴え

を提起することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,827人である。

令和5年1月31日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,221人である。

令和5年1月31日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月31日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,965人
室戸市・東洋町選挙区	4,350人
安芸市・芸西村選挙区	5,837人
南国市選挙区	13,017人
土佐市選挙区	7,480人
須崎市選挙区	5,805人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,418人
土佐清水市選挙区	3,740人
四万十市選挙区	9,348人
香南市選挙区	9,292人
香美市選挙区	7,322人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,976人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,128人
吾川郡選挙区	7,806人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	9,035人

佐川町・越知町・日高村選挙区
黒潮町選挙区

6,520人
3,075人